

## 企業版ふるさと納税マッチング支援業務事業者募集要領

### 1. 趣旨

地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）による寄附金の獲得及び増加を図るため、民間事業者が有する企業ネットワーク、営業力及びノウハウ等を活用し、企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務を実施する事業者を募集する。

本募集要領は、当該業務を実施する事業者を募集するために必要な事項を定めるものである。

### 2. 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3. 業務内容

下記の手法により寄附獲得を支援するものとし、(1)及び(2)の業務は必須とする。なお、申込者は、これらの業務を自社で実施できる体制を有すること、又は実施可能な事業者と連携していること。また、より効果的な支援内容がある場合は、本市と協議のうえ実施することができる。

- (1) 寄附見込企業に対する本市の事業・プロジェクトの紹介
- (2) 寄附見込企業の本市への紹介、寄附の仲介等
- (3) 企業版ふるさと納税に関する情報提供、指導、助言、協力等
- (4) その他、本市の寄附獲得に必要な支援

### 4. 手数料

#### (1) 手数料の算定

本市が事業者に対し支払う費用は、原則として、本業務により本市への寄附が成立した場合に発生する成果報酬のみとし、その上限は寄附額の20%（消費税及び地方消費税を除く。）とする。なお、登録料、申込料等の初期費用は発生しないものとし、業務の実施に要する経費は事業者の負担とする。

#### (2) 手数料率の見積りの提示

申込者は申込書（様式1）において、手数料率の見積りを提示すること。

## 5. 業務の履行に係る留意事項

本業務の実施にあたっては、企業版ふるさと納税制度の仕組みや留意事項（寄附を行った法人への経済的利益の供与の禁止等）をふまえて、関係法令等を遵守すること。

## 6. 手数料の支払い

手数料の支払時期については、本市及び受託者の協議により決定する。

## 7. 申込資格

本業務の申込資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) 令和8～10年度加古川市入札参加資格者名簿（物品・サービス）に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 申込書の提出期限から契約締結までの期間において、引き続き加古川市指名停止基準第1条に規定する指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）ではないこと。
- (5) 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

## 8. 申込方法

- (1) 申込者は、次項の申込書類を加古川市企画部企画広報課まで提出すること。

提出先：（住所）〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家 2000 番地

（Mail）seisaku@city.kakogawa.lg.jp

- (2) 申込書類

①申込書【様式1】

②企画提案書【任意様式】

次の事項を含めて作成すること。

ア 本業務の実施方針

イ 寄附見込企業へのアプローチ方法

ウ 本市の事業・プロジェクトに関するPR・情報発信の方法

エ 企業版ふるさと納税制度に関する情報提供、助言その他の支援内容

オ 業務実施体制

カ 過去の業務実績又は類似業務の実績

(3) 提出期限

令和8年12月25日(金)午後5時まで

9. 契約締結

- (1) 本市において申込内容を確認し、適当と認められた申込者と契約締結に向けた協議を行う。なお、必要に応じて申込内容等について確認を行う場合がある。
- (2) 協議においては、本募集要領及び加古川市財務規則その他関係規程を踏まえ、契約条件、仕様等について協議し、契約を締結する。なお、協議が整わないときは、契約を締結しない場合がある。この場合において、申込者に生じた損害について、本市は一切の責任を負わない。
- (3) 契約保証金は免除とする。

10. その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は失格となる。
  - ① 申込書類が本募集要領に定められた様式に適合しない場合
  - ② 申込書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
  - ③ 申込書類に虚偽の記載がある場合
  - ④ 手数料率が20%（消費税及び地方消費税を除く。）を上回る場合
  - ⑤ その他募集要領に違反すると認められた場合
- (2) 申込書類は加古川市情報公開条例に基づく開示請求の対象となる場合があることに留意すること。
- (3) 受託者に本申込みに係る不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、本市は、契約締結後においても契約を解除できる。契約が解除された場合、受託者は契約解除により本市に対して与えた損害を賠償する義務を負う。